

事務局参考資料

2021年2月4日
金 融 庁

会計監査の在り方に関する懇談会について

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月8日)

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

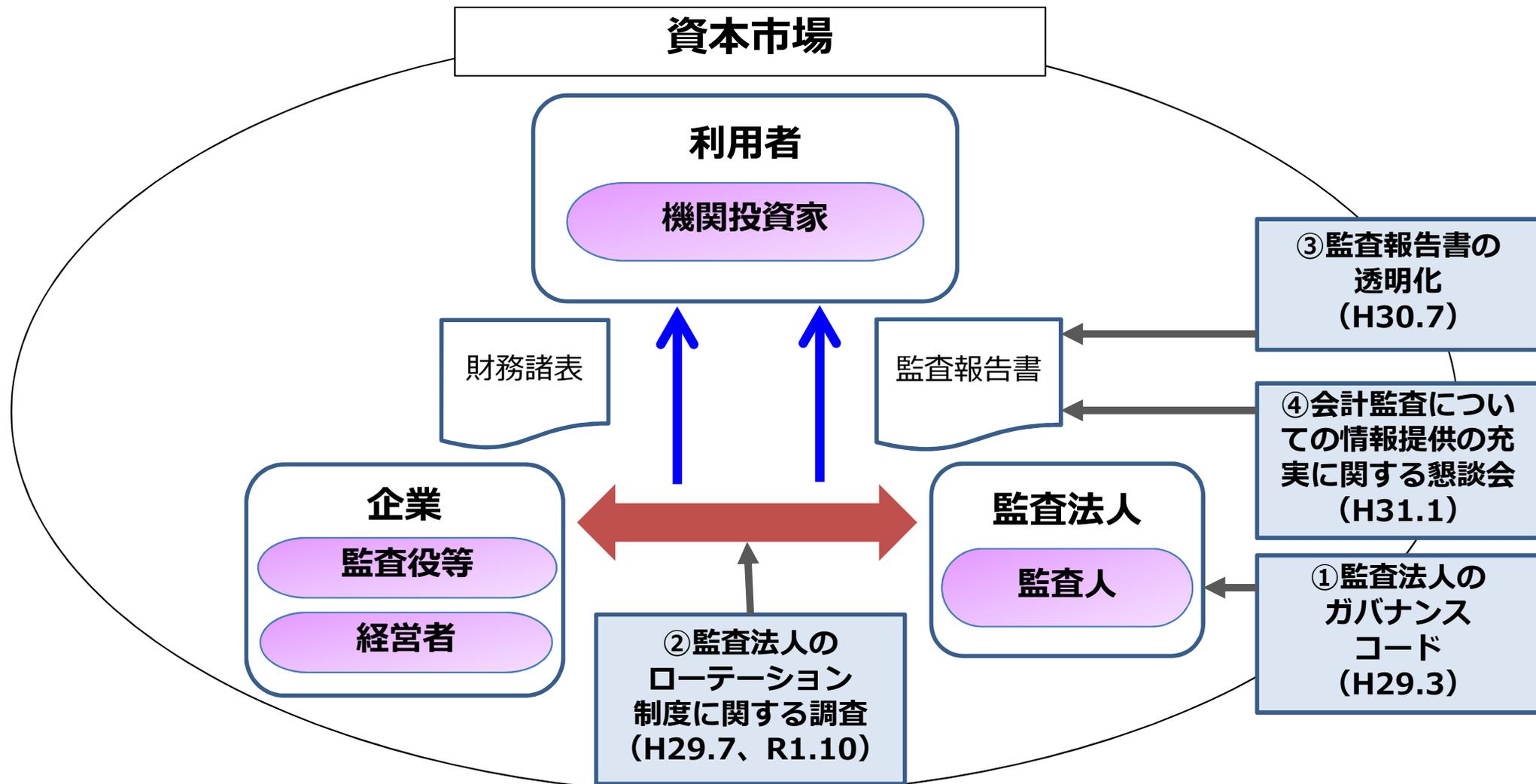
5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

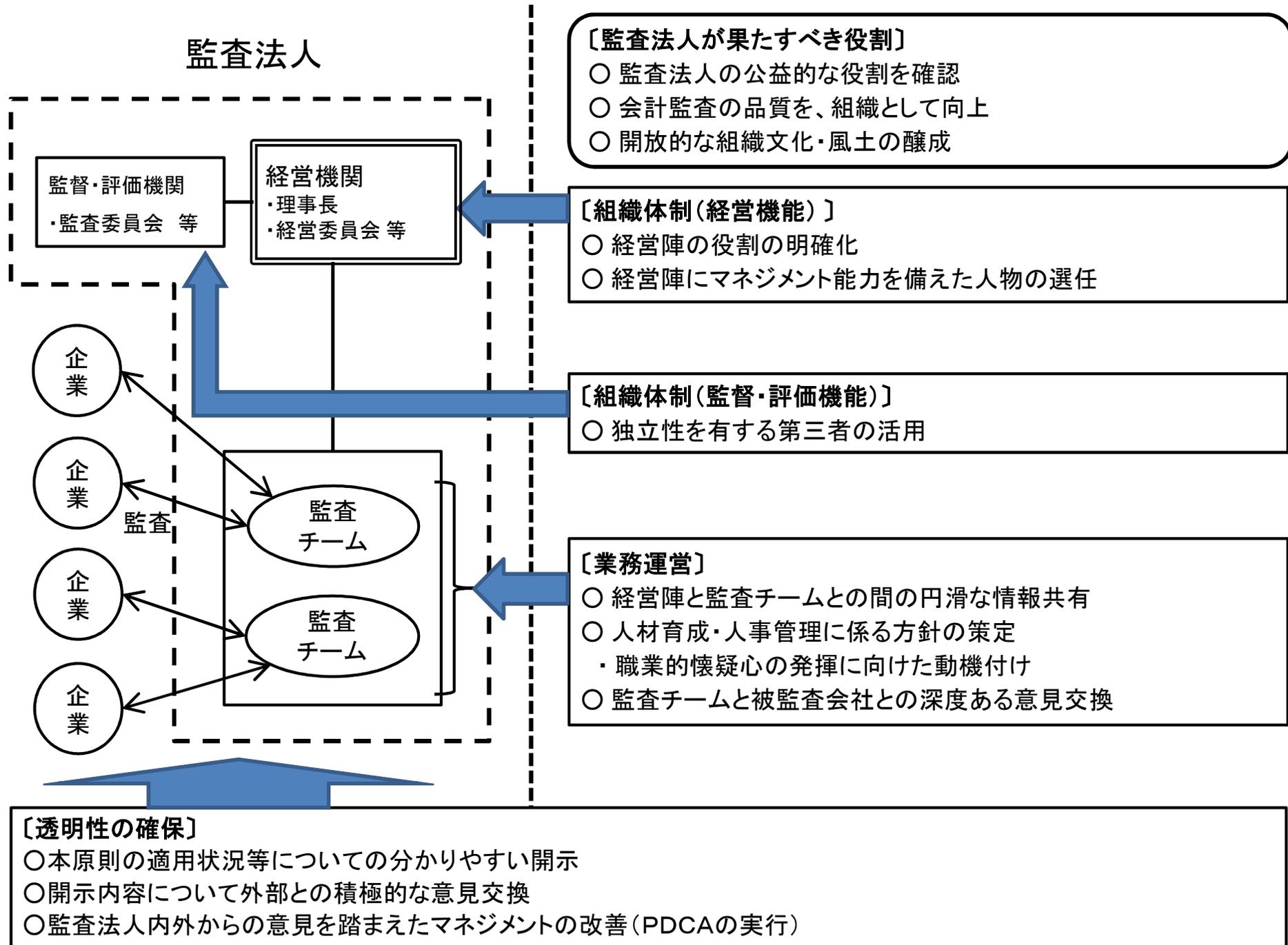
有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

「会計監査の信頼性確保」に向けた諸施策

- 近年の不正会計事案の発生等を受け、「会計監査の信頼性確保」に向け、以下の施策を実施。
 - ・ 「監査法人のガバナンス・コード」の策定(2017年3月公表)
 - ・ 「監査報告書の透明化」(2018年7月監査基準改訂)
 - ・ 監査法人のローテーション制度に関する調査(2017年7月第一次報告公表、2019年10月第二次報告公表)
 - ・ 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書(2019年1月公表)



監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)のポイント



「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- ・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
 - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
 - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

監査法人のローテーション制度に関する第二次調査報告のポイント

調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

(参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

【英CMAの提案概要】

当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

監査報告書の透明化(KAMの導入)

- 現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明(監査意見)以外の**監査人の見解の記載は限定的**。
- 海外では、監査報告書において、**監査人が着目した虚偽表示リスクなどを記載する**制度の導入が進んでいる。

⇒「会計監査の在り方に関する懇談会」において、我が国でも検討を進めるべきとされたことを踏まえ企業会計審議会において審議を行い、**監査基準を改訂**。
2021年3月期決算より適用開始
(**2020年3月期決算より早期適用可**)。

<海外の状況>

- ・英国:金融危機等を受け導入(2012年より適用)。
- ・EU:金融危機等を受けた一連の法定監査改革案(ローテーション制度等を含む)の一施策として、EU加盟国において導入(2016年より適用)。
- ・米国:公開会社会計監督委員会(PCAOB)において新たな監査基準を公表し、証券取引委員会(SEC)による承認済(2019年6月より段階的に適用)。

【参考】改訂後の監査報告書のイメージ

独立監査人の監査報告書

〇〇株式会社
取締役会 御中

〇〇監査法人
指 定 社 員 公認会計士〇〇 印
業 務 執 行 社 員

監査意見 (略)

意見の根拠 (略)

監査上の主要な検討事項

【例1】 固定資産の減損
【例2】 のれんの評価

経営者及び監査役等の責任 (略)

監査人の責任 (略)

利害関係 (略)

以上

企業開示制度に係る改正の全体像

記述情報(有価証券報告書)の見直し

(2019年1月 開示府令改正)

- 記述情報の充実(※)
(経営戦略、経営者による経営成績等の分析(MD&A)、リスク情報等)
- 監査関係の情報の拡充
(監査役会等の活動状況、監査人の継続監査期間等)

- ガバナンス情報の拡充
(役員報酬、政策保有株式等)

2019年3月期～

2020年3月期～

2021年3月期～

企業情報の
開示充実

KAM
全面適用開始

KAM
早期適用開始

「記述情報の開示に関する原則」、
「記述情報の開示の好事例集」の公表

監査報告書の見直し(KAMの導入)

監査報告書に「監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters:KAM)」を記載することなど

(※) 経営の目線での開示など、記述情報の開示の考え方等を整理

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の概要

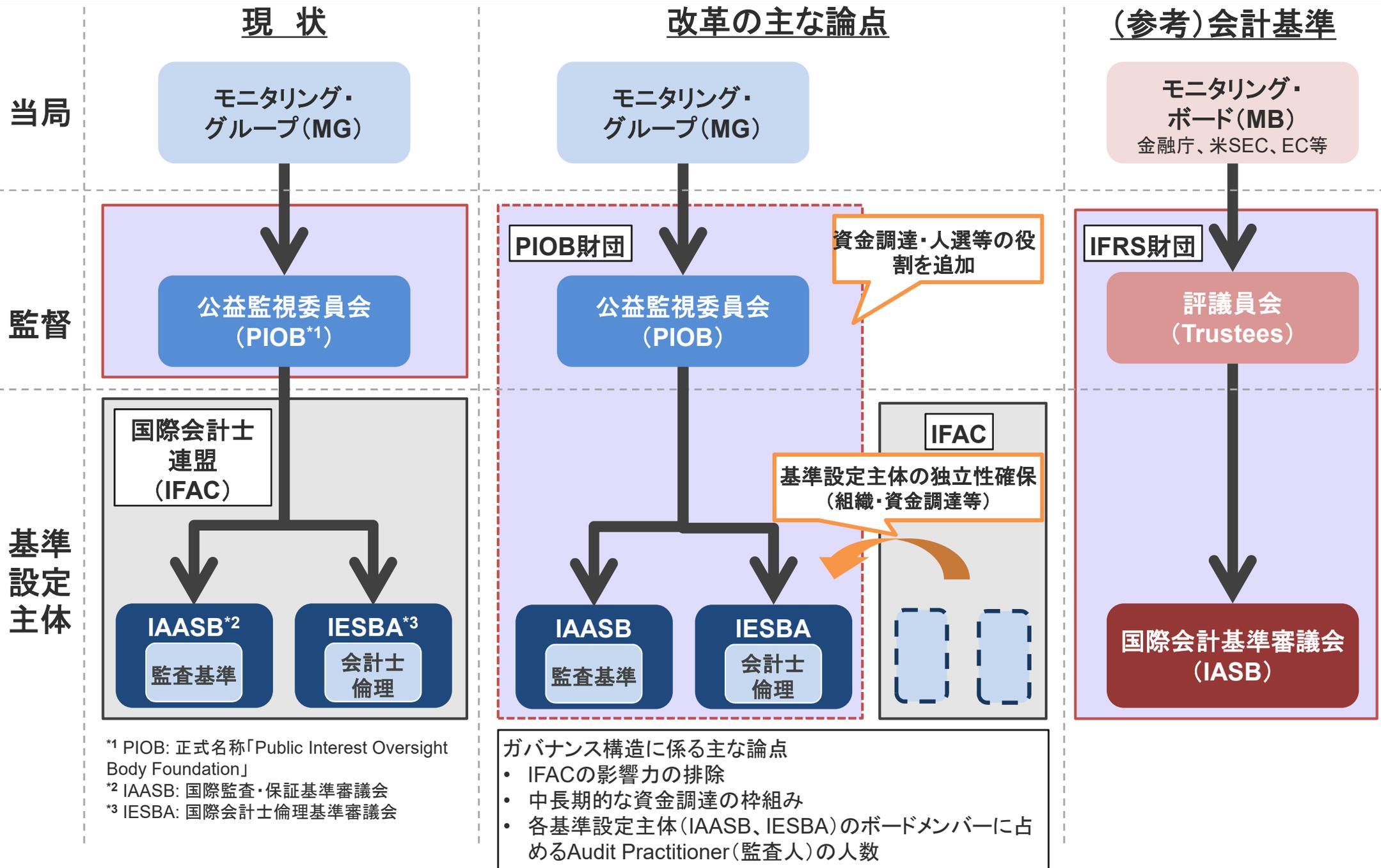
— 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として — (2019年1月22日公表)

- 監査人が、会計監査の最終的な受益者である株主・投資家等の財務諸表利用者に対し、**自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められる。**

	現状	対応
通常とは異なる監査意見等(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)についての説明・情報提供		
監査報告書の記載	監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分。 (例: 限定付適正意見の場合になぜ不適正ではないと判断したかの説明が不十分)	監査報告書において、 意見の根拠を十分かつ適切に記載。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 限定付適正意見: なぜ不適正意見ではないと判断したか ・ 意見不表明: なぜ意見表明できないという極めて例外的な状況に至ったのか
監査報告書以外での追加的な説明	監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない。 (例: 株主総会での会計監査人の意見陳述という会社法上の枠組みが活用されていない)	監査人は、 株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行う。 企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重。 四半期決算など 株主総会の機会を活用できない場合 であっても、 適切な説明の手段を検討。 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す。
監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、 公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化。		
監査人の交代に関する説明・情報提供		
監査人の交代理由の開示	監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない。(単なる「任期満了」との記載が概ね半数以上)	企業及び監査人は、監査人の交代理由について、 実質的な内容(例: 監査報酬や会計処理に関する見解の相違等がある場合はその内容) を記載。

監査に係る国際的な基準設定主体のガバナンス改革

監査に係る国際的な基準設定主体のガバナンス改革



(出典) MGの公表提言(2020年7月)等より作成

監査に係る国際的な基準設定主体のガバナンス改革の概要

1. ガバナンス構造

① 基準設定主体

【組織・役割等】: 基準設定主体は、IFACから独立した組織へ移行
監査基準、倫理規則の開発を現行通り2つの基準設定主体が担う

【メンバー構成等】: 議長1名、副議長1名、メンバー14名の計16名で構成。
Audit Practitioner(監査人)は5名が上限。

リーダーシップ、専門性、地域の多様性を考慮し、公募。

【基準設定】: 基準設定に関する決定は、2/3以上11名の賛成が必要

② PIOB

【組織・役割等】: 現行PIOBが担っているデュー・プロセス監視に加え、基準設定主体の人選、
基準設定主体の有効性の評価を行う。

【メンバー構成等】: 10名(議長を含む)で構成。広く公募により選出(多様な地域・利害関係者
グループから公益性のある者を選出)。

③ MG

【組織・役割等】: PIOBメンバーの選任方法の決定、メンバーの選任を行う。

2. 資金調達

OMGは、IFAC・PIOBと協力して、資金調達の方針を引き続き検討。本文書の公表後2年以内に達成。

3. 今後の見通し

OMGは、PIOB・IFACのサポート、基準設定主体の意見を得ながら、本文書の発表後9か月以内に移行プラン(transition plan)を開発。当該プランを3年以内に適用する

会計・監査を巡る諸外国における動向

英・カリリオン社事案とその後の議論の経緯

※ カリリオン社は英国第2位（当時）の大手建設会社。外部監査人はKPMG UK

2017年

- 3月1日 : 2016年度の年次報告書を公表(当期純利益129百万ポンド(187億円))
→ **過去最高額の配当**(79百万ポンド(114億円))及び**多額の役員報酬**を支給。
- 7月10日 : 845百万ポンド(1,225億円)の**工事損失引当金を計上**する旨の公表。 → 株価が70%下落。
- 9月11日 : 合計1,045百万ポンド(1,515億円)の工事損失引当金を計上した中間決算を公表。
- 12月31日 : 政府への支援要請。 → 支援得られず。

1月15日 : カリリオン社が裁判所に**破産を申請**、受理。

2018年

	規制当局の組織・権限 (Kingman Review)	競争環境調査 (CMA Review)	実効的な監査の実現 (Brydon Review)
	4月17日 英FRC (Financial Reporting Council) に対し独立レビューを開始	10月9日 英 CMA (Competition and Markets Authority) が競争環境調査を開始	
	12月18日 独立レビュー報告書を公表	12月18日 中間報告書を公表	12月18日 監査の品質と実効性に関するレ ビュー(Brydon Review)を開始
2019年	3月11日 英国政府が、改革提言に関する市 中協議を実施(6月11日期限)	4月18日 最終報告書を公表 7月18日 英国政府が、改革提言に関する市 中協議を開始 (9月13日期限)	4月10日 市中意見募集を実施(6月7日期限) 12月18日 最終報告書を公表

監査の信頼性確保に向けた英国の取組み

問題提起(2018年12月18日)

意見募集等(2019年)

議会での検討
(2020年)

カリリオンの破産

2018年
1月

**規制当局の
組織・権限**
(Kingman Review)

- Kingmanレポート提言**(2018年12月)
主要な提言は以下の通り
- 現在の規制当局(英FRC)を改組し、権限を強化
 - 財務報告に関して、企業の取締役等への執行権限の付与
 - 個別の監査検査報告書の公表
 - 企業不正・破綻の防止
 - 米SOX法類似の内部統制制度
- 等

**市場環境/
競争環境**
(CMA Review)

- CMAの中間報告書**(2018年12月)
以下の課題を指摘
- 監査品質に基づかない監査人の選任
 - 4大監査法人(BIG4)の寡占状況
 - 監査法人による非監査業務の提供
- 等

監査の実効性
(Brydon Review)

- 監査実効性レビュー開始**(2018年12月)
監査のあるべき姿につき、以下の点等について、検討
- 監査の役割(“期待ギャップ”)
 - 監査対象の拡大の是非
 - 二者択一的でない監査意見の是非
 - 企業不正に対する監査人の役割
- 等

- 意見募集**(2019年3月)
- Kingmanレポートの提言を受け入れ。今後の検討方針について意見募集を実施。
 - ✓ 提案内容が具体的なもの
⇒ 早期に改革を実施
 - ✓ 複数の改革手段が考えられるもの
⇒ 市中意見等を踏まえて手段を検討
 - ✓ 立法措置が必要なもの
⇒ 今後、改革内容の具体化を検討

- 最終報告書**(2019年4月)
- 企業の監査人選任に係る監査委員会の説明責任の強化
 - 共同監査の義務付け
 - 非監査業務の提供主体の分離
- 等

- 意見募集**(2019年7月)
今後の検討方針について意見募集。

- 意見募集**(2019年4月)
最終報告書(2019年12月)
- 監査対象を企業報告書の情報全般に拡大(KPI、サイバーセキュリティ、環境情報等)
 - 内部統制報告制度の導入
 - 監査報告書における情報提供の拡大
 - 監査人による企業の不正対応状況の評価

- 2020年3月、議会の委員会が左記の3つのレビューをパッケージにし、改革の進め方につき、意見募集(2020年9月1日期限)

⇒現在、議会において、寄せられた意見を踏まえて検討中。

(先行実施)

英FRCによるBig4の監査業務部門の分離要求(2020年7月)

等

英・FRC による「大手会計事務所に監査業務部門の分離」要求

- 2020年7月6日、英国財務報告評議会（FRC）は、会計事務所Big4（Deloitte、PricewaterhouseCoopers、Ernst & Young、KPMG）に対し、2024年6月末までに監査業務部門を他部門から分離することを要求、合わせて分離のための原則を公表。

Big4への要求

- Big4は、監査業務部門の運営分離の計画を2020年10月23日までに作成
- Big4は、2024年6月までに監査業務部門を他部門から分離する
- FRC は、Big4の分離の達成状況やその成果を毎年評価・公表

分離の原則

- 監査業務部門の人員に高品質な監査業務に専念させるため、また監査業務部門と他部門間で利益（資金）を融通させないために、他部門からの監査業務部門への影響を排除し、監査業務部門のガバナンスを強化する
- 具体的には、以下のような原則を提示
 - 監査業務執行を監督するAudit Board を設立し、ガバナンスを強化
 - 監査業務部門のパートナーやスタッフは時間の大半を監査業務にあてる
 - 監査業務のパートナーの報酬は監査業務の品質で評価
 - 監査業務部門の収入は、法定監査業務の収入を主とする
 - 監査業務部門のみの経営成績を公表する 等

独・ワイヤーカード社の破産について



【会社】:ワイヤーカードは独大手フィンテック企業で、決済サービスなど幅広いサービスをグローバルに展開。各国に複数の法人を有し、傘下に銀行も有する。2018年9月にドイツ株価指数(DAX)の主要構成銘柄になる。会計監査人は、2009年からErnst & Young(EY)

【経緯】:2019年1月に英報道フィナンシャル・タイムズが内部通報者の資料提供を元に会計不正疑惑を報道。EYの監査でも不正は発見できず、報道から約1年半後に検察が捜査に入り、事件が表面化。フィリピンの銀行の預金19億ユーロが所在不明であることが発覚。時価総額は170億ユーロから20億ユーロまで下落。2020年6月に破産。

論点

監査プロセスの適正性

2019年1月に会計不正疑惑が報道されるも、約1年半にわたり、問題が表面化せず。

2020年6月18日、ワイヤーカードの2019年の貸借対照表(BS)に計上されている19億ユーロ(連結BS上の資産の約1/4に相当)が存在していないことをEYが指摘、監査意見の表明を拒否。

⇒EYが預金残高の十分な確認を3年間怠っていたとの報道。ドイツの個人投資家団体からEYの新旧担当者が提訴される。

当局の監督責任

独金融監督庁(BaFin)は、フィンテック企業としてワイヤーカードの成長を支援(2019年1月不正会計疑惑に係る報道で同社株が急落した際、2か月間の空売り禁止措置で支援)。フィンテック企業への監督対応が本件につながったとの批判。

⇒2020年6月、欧州委員会はBaFinによる財務報告の監督に不備がなかったか、欧州証券市場監督機構(ESMA)による調査を指示、2020年11月にESMAが調査結果を公表。

また独財務次官は、BaFinによる金融規制監督について抜本的に改革するとの見解を表明

⇒2020年7月、独財務省が監督機能の強化のための行動計画を作成し、2020年10月に独財務相が会計監査等の改革に係るアクションプランを公表。2020年12月に独内閣が規制改革案を承認。

独・ワイヤーカード社を巡る動向

	報道等	ワイヤーカード社	EY (Ernst & Young)	独当局
2019年 1月	フィナンシャル・タイムズはワイヤーカード社のアジア部門で不正会計があると報道			
10月		ワイヤーカード社は不正会計疑惑に関し、KPMGに追加的な特別調査を依頼		
2020年 3月			EYは、フィリピン国内の2銀行に19億ユーロが保有されていることを記載した文書をワイヤーカード社から受領	
4 / 28		KPMGが、提供された情報が不足しており、十分な調査が実施できなかった等とする特別調査結果を公表。ワイヤーカード社は、不正を示唆する証拠はなかったと説明		
6 / 16			フィリピンの2銀行 (Bank of the Philippine Islands、Banco de Oro) が、19億ユーロの残高を記載した文書は「偽物」とであるとEYに通知	BaFinが提出した刑事告訴状を受けて検察が捜査を開始
6 / 18			EYがワイヤーカード社に19億ユーロの残高が確認できないと通告	
6 / 19		CEO Markus Braun氏が辞任		
6 / 21	フィリピン中銀が、現金が同国の金融システムに入り込んだ事実はない旨を発表と報道			
6 / 23		前CEO Markus Braun氏が虚偽の会計処理と市場操作の疑いで逮捕される		
6 / 25		ワイヤーカード社が破産申請を発表	EYは声明において「最大限の強固な監査手続でもこの種の不正は見つけられないだろう」と記載	
6 / 26	EYが預金残高の十分な確認を3年間怠っていたとの報道			
7 / 24				独財務省は、BaFinの監督機能を強化するための行動計画を作成
9 / 16			EYは、「もっと早く暴けなかったことを後悔」と述べ、不正検知能力の向上を表明	
10 / 7				オラフ独連邦財務相が、会計監査人の独立性の強化等を図る会計監査等に関するアクションプランを公表
12 / 16				独内閣が、BaFinの権限強化を始めとした一連の規制改革案を承認

独財務省による会計監査等に関するアクションプランの概要

- 独・ワイヤーカード社の倒産を受け、独財務省は2020年7月24日に監督機能の強化のための行動計画を作成し、10月7日に会計監査等の改革に係るアクションプランを公表 ⇒ 2021年1月1日に法案を提出

1. 目的

- 会計監査制度に係る脆弱性の排除
(監督機能の強化、監査人の独立性の強化、監査人の過失責任の厳格化)
- 上場企業の内部統制の向上、財務報告の改ざんの防止メカニズムの改善

2. アクションプランの概要

- 監督機能強化
 - 独金融監督庁(BaFin)による上場企業への調査や処分に係る権限を強化
 - 財務報告の検査はドイツ会計検査局(DPR)が継続するが、BaFinはDPRに対し情報照会の権限を持ち、DPRは定期的にBaFinに報告する義務を負う
- 監査人の業務改善
 - 監査人の独立性強化、監査品質の向上のために、下記3つの措置を講じる
 - ・ 強制ローテーション義務: 監査事務所は10年で交代(上場銀行には適用済)
 - ・ 監査業務とコンサルティング業務の分離: 監査業務とコンサルティング業務の同時提供を禁止
 - ・ 監査人の責任: 監査人の民事責任を厳格化(重過失時無制限の責任、軽過失時上限4M€から20M€)
- 内部統制の強化
 - すべての上場企業に(財務報告に係る)適切かつ効果的な内部統制、リスク管理態勢の構築を要求。社会的影響度の高い企業(PIE)には監査委員会の設置を要求
- 財務報告規制違反の罰則強化
 - 監査人による財務諸表に対する虚偽の保証は刑事犯罪とする。(上場企業等が)故意に虚偽情報を提供した場合には、5年以下の懲役とする等、罰則の強化を図る